

岩出市 法人市民税の税率について

○法人税割の税率表

資本金等の金額	税率	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1億円以下、かつ法人税割の課税標準となる法人税額500万円以下である法人等	9.7%(標準税率)	6.0%(標準税率)
上記以外の法人等	12.1%(制限税率)	8.4%(制限税率)

○均等割の税率

資本金等の金額	従業者数	税率(年額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が1000万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が1000万円以下である法人等	50人超	12万円
	50人以下	5万円

* 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。

* 法人市民税の申告は、簡単便利な eLTAX をご利用ください。

* 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、事業年度開始の時ににおいて資本金等の額が1億円を超える法人など一定の法人については、eLTAX による申告書提出が義務付けられました。そのため、資本金等の額が1億円を超える法人など一定の法人については、申告書用紙を同封していません。

※eLTAX は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

エル タックス
eLTAX

ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

よくあるご質問

(<https://eltax.custhelp.com/>)

* 法人市民税の申告書などの関係書類は岩出市ウェブサイトからダウンロードできます。

問い合わせ先: 岩出市総務部税務課市民税係(0736-62-2141代表)

平日 午前8時45分～午後5時30分